

Vietnamese

Business & Law

月刊 ベトナム法令・ビジネス情報

ニュース

2014年11月

内容

I. 法人所得税

- 親会社負担給与に係るベトナム個人所得税を現地法人が支払った場合の法人税上の損金性について 1
- 低品質の商品に対する損金算入について 1
- 使用不能在庫原材料に対する損金算入について 1

II. 個人所得税

- 個人所得税の還付・確定申告時の控除に関する証憑に係るオフィシャルレター第4759/TCT-TNCN号 1

III. 労働

- 2015年1月1日より地域別最低賃金について 2
- 夜間勤務に掛る残業代の計算方法 2

IV. その他

- 輸出加工企業がベトナム国内市場で自動車処分する場合の税務上の取扱いについて 3



I. 法人所得税

親会社負担給与に係るベトナム個人所得税を現地法人が支払った場合の法人税上の損金性について

2014年11月13日付で、Binh Duong 省の税局は個人所得税の立替金のガイダンスに関するオフィシャルレター第 12788/CT-TT&HT 号を発行した。

企業内異動としてベトナムで勤務する外国人に本社から支払われる給与について、ベトナム個人所得税額をベトナム企業が負担した場合、当該個人所得税額は、ベトナム企業で損金算入することは認められない。

低品質の商品の損金算入について

2014年10月30日付で、Long An 省の税務局は低品質の商品に対する損金算入のガイダンスに関するオフィシャルレター第 357/CT-TTHT 号を発行した。

企業が製造した低品質の商品（製造プロセス障害によるもの又は従業員の失敗によるもの）は、現行法人税の損金算入項目に該当しないため、損金算入を認められない。

使用不能在庫原材料の損金算入について

2014年11月6日付で、Binh Duong 省の税務局は法人税の損金算入のガイダンスに関するオフィシャルレター第 12352/CT-TT&HT 号を発行した。

商品コードを変更したため、使用不能な原材料がある場合、当該原材料の簿価は損金算入できない。

II. 個人所得税

個人所得税の還付・確定申告時の控除に関する証憑に係るオフィシャルレター第 4759/TCT-TNCN 号

2014年10月28日付で、税務総局は個人所得税の控除に関する証憑の処理ガイダンスに係るオフィシャルレター第 4759/TCT-TNCN 号を発行した。

税額控除のための証憑の原本を紛失した場合、納付者は税務局にそのコピーを提出することが出来る。



III. 労働

ベトナムの 2015 年地域別最低賃金について

2014 年 11 月 11 日付けで、ベトナム政府は地域別最低賃金に関する政令 No. 103/2014/ND-CP 号を発行した。

当政令によると、2015 年 1 月 1 日より地域別最低賃金は以下のように増額される。

地域	2015 年最低賃金月額
地域 I	3,100,000 VND (40 万ベトナムドン増額)
地域 II	2,750,000 VND (35 万ベトナムドン増額)
地域 III	2,400,000 VND (30 万ベトナムドン増額)
地域 IV	2,150,000 VND (25 万ベトナムドン増額)

地域区分は添付付録に記載している。

本政令は政令 No.182/2013/ND-CP 号に代わり 2015 年 1 月 1 日より有効となる。

旧正月、祝日及び有給取得日を含む休日の夜間勤務に掛る残業代の計算方法

2014 年 11 月 5 日付労働傷病兵社会福祉局発行オフィシャルレター Official Letter 4163/LĐT BXH-LĐTL 号により、旧正月、祝日及び有給休暇取得日を含む休日の夜間に働く労働者の残業代の計算方法が下記の通り変更される。

$$300\%A + 30\% A + 20\% \times (300\%A) = 390\%A$$

300% : 祝日または有給休暇日の時間外勤務に対する算出レート

30% : 深夜労働に対する算出レート

20% : 深夜の時間外勤務に対する算出レート

A : 対象労働者の基本給の時間割額

上記について労働傷病兵社会福祉局が今後詳細なガイダンスを発行した場合には、改めて当ニュースレターで紹介する。



IV. その他

輸出加工企業がベトナム国内市場で自動車処分する場合の税務上の取扱いについて

2014年10月14日付税務総局発行オフィシャルレターOfficial Letter 4482/TCT-CSによると、輸出加工企業が自動車をベトナム国内に売却あるいは廃棄する場合の税務上の取り扱いについては、以下の通り規定されている。

- ・ 輸入手続き及び輸入税納税義務を履行済みの自動車及びベトナム国内企業から通関手続きを経ず、かつ税務（付加価値税等）義務を履行して購入した自動車の場合、通関手続きが不要となる。
- ・ 輸入税を納付していない輸入自動車を輸出加工企業がベトナム国内に売却または廃棄する場合、通関手続きを行い、遡って輸入税を納付しなければならない。



**I-GLOCAL CO., LTD.
CROWE HORWATH VIETNAM AUDIT CO., LTD
VINA BOOKKEEPING CO., LTD**

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru,
District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan HUU: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Le Quoc Duy: le.quoc.duy@i-glocal.com

Ngo Thien Anh Thu: ngo.thien.anh.thu@i-glocal.com

Vu Lam: lam.vu@crowehorwath.vn

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy,
Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Loan: nguyen.thi.loan@i-glocal.com

Nguyen Quynh Nam: nam.nguyen@crowehorwath.vn

Nguyen Thi Thu Huyen: huyen.nguyen@crowehorwath.vn

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.crowehorwath.vn>

<http://vinabookkeeping.com>